

農林水産大臣 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

銘柄の設定等申請書

下記の農産物について、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示244号）の変更を願  
いたく申請します。

記

- 1 申請を行う内容
- 2 銘柄の区分
- 3 農産物の種類
- 4 産地  
ふりがな
- 5 品種名
- 6 必須・選択の区分
- 7 申請する理由
- 8 生産状況

生産年 項 目	年産	年産	年産
作付面積 ( ha )			
検査実績 ( t )			

- 9 検査を行う予定の登録検査機関名
- 10 品種の特性等
  - ( 1 ) 4 の産地での農産物の特性及び生育の特性
  - ( 2 ) 来歴
  - ( 3 ) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況
  - ( 4 ) その他

作成時のポイント

事 項	ポイント
<p>様式第1 - 1号 銘柄の設定等申請書</p> <p>1 申請を行う内容</p> <p>2 銘柄の区分</p> <p>3 農産物の種類</p> <p>4 産地</p> <p>5 <small>ふりがな</small> 品種名</p> <p>6 必須、選択の区分</p> <p>7 申請する理由</p>	<p>銘柄の設定及び廃止を申請する場合に用いる様式とする。</p> <p>1 設定の場合にあっては、粒形等がわかる写真を添付すること。</p> <p>2 様式第1 - 4号を登録検査機関に作成を依頼し併せて提出すること。</p> <p>銘柄の設定を申請する場合は「銘柄の設定」、銘柄の廃止を申請する場合は、「銘柄の廃止」を記載する。</p> <p>申請する農産物の銘柄の区分を「産地銘柄」「品種銘柄」「産地品種銘柄」の中から記載する。</p> <p>申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。</p> <p>なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の別も併せて記載する。</p> <p>申請する農産物を生産する都道府県名を記載する。</p> <p>申請する農産物の品種名を記載し、ふりがなをふる。</p> <p>品種名は、種苗法に基づき品種登録された品種名称が望ましいが、商標法(昭和34年4月13日法律第127号)に基づく商標権の侵害を及ぼさない範囲において出願公表された品種名又は育成者が命名した名称とすることも可能とする。</p> <p>なお、生産年の6月までに種苗法における出願公表又は品種登録が見込まれる農産物を系統名等で登録する場合、出願公表又は品種登録された後に当該品種名称に銘柄の名称変更を希望する場合は、系統名の後に申請している品種名称及び申請の状況について、( )を付し記載する。</p> <p>また、出願公表において変更する場合にあっては、種苗法の申請者の意向を確認すること。</p> <p>申請する農産物の必須、選択の区分を「必須銘柄」「選択銘柄」の中から記載する。</p> <p>なお、登録初年度については、選択銘柄とするのが望ましい。</p> <p>申請理由を具体的に記載する。</p>

8 生産状況

項目	生産年		
	年産	年産	年産
作付面積 ( ha )			
検査実績 ( t )			

9 検査を行う予定の登録検査機関名

10 品種の特性等

(1) 4の産地での農産物の特性及び生育の特性

(2) 来歴

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況

【記載例】

種子の購入については、育成者権者と通常利用権を設定を行っている 種苗株式会社から購入しているため、育成者権の侵害を及ぼさない。

育成者権者に銘柄の設定を行い、 県産（品種名）としたい旨確認し了解を得ている。

本品種は、種苗法における出願公表を行っており、名称について出願者に確認し、系統名で設定することの了解を得ている。

(4) その他

申請する農産物の当該都道府県の直近3か年の数量を記載する。

なお、試験研究機関の試験ほ場のような特殊な環境下での栽培実績は、一般ほ場で栽培されたものと特徴が異なる可能性が高いため、過去実績には含まず、一般ほ場において生産者が慣行栽培により生産された農産物により確認されたものとする。

【過去3年程度必要な理由】

銘柄検査を行う場合、申請する農産物の特徴を産地ごとに把握する必要があり、その特徴を把握するためには、3年程度栽培し、比較して検討する必要がある。

1 必須銘柄で申請する場合にあっては、当該銘柄の種類の検査を行う区域内の全ての登録検査機関を記載する。

2 選択銘柄で申請する場合にあっては、当該銘柄について検査を予定している登録検査機関全てを記載する。

登録をしようとする農産物の特性について記載する。

なお、銘柄の廃止の場合は、省略することができる。

登録をしようとする農産物を当該県で栽培した場合の特性を記載する。

登録をしようとする農産物の来歴を記載する。

登録をしようとする農産物の品種登録の状況、種子の確保ルート（ ）及び育成者権が発生している場合にあっては、育成者との銘柄登録の許諾状況（ ）を記載する。

また、申請する農産物が出願公表されているが品種登録に至っていない場合にあっては、名称について出願者と協議した内容（ ）についても記載する。

なお、育成者権者が当該銘柄の申請者と同じ場合であっても、単に「該当しない」等とせず、「申請者が育成者権を有しているため、該当しない」等とすること。

申請理由等特記事項があれば記載する。